

縦覧図書に対する住民等の要望（複写等）に係る各自治体の状況（H25 年度調査）

自治体名	市民からデータや図書の複写等を求められた場合の対応				縦覧実施者	縦覧時のHP上での記載等（著作権関連・その他）
	図書の貸出し	図書の複写	WEB データの複写	その他		
仙台市	○	○ 貸出後各自	○ 著作権に注意し各自		市長	市HP) 「電子縦覧の対象となる図書等の著作権は事業者が所有しています無断で複製し、販売、貸与、他のホームページへの掲載などを行うと、著作権法違反になる場合がありますので、十分にご注意ください。」
さいたま市	×	×	×	情報公開制度による	市長	
千葉市	△ 縦覧終了後のみ	×	×	検討中	図書：市長 電子：事業者	市HP) 「期間を定めて貸し出すこともできます。」
東京都	○ 来庁による場合のみ（1～2週間）	×	×		知事	
川崎市	×	×	×	公文書開示請求制度による（川崎市情報公開条例）	市長	市HP) 「(注) PDF ファイルの著作権は事業者にあります。当ファイルを著作権者の許可を得ないで、転載、複製、転用等を行うことは禁止されています。」
横浜市	○	×	×		市長	市HP) 「ファイル内の文章・写真・図などは、著作権の対象となっております。「私的使用のための複製」や「引用」など、著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。」
新潟市	○ 縦覧期間のみ	○ 貸出後各自	○	縦覧期間後の要望対応については検討中。	事業者	
名古屋市	○	×	×		市長	市HP) 「環境影響評価の手続において作成・提出された図書等を電子化したもの、または図書等をもとに当該が作成した要約を掲載しています。」「掲載図書の無断使用又は無断転載を禁止します。」
京都市	×	×	△ 掲載中の概要書（市の事業）のみ	情報公開請求による	市長	
大阪市	○	○ 貸出後各自印刷	×		市長	市HP) 「(注) PDF ファイルの著作権は事業者にあります。当ファイルを著作権者の承諾を得ないで、転載、複製、転用等を行うことは禁止されています。」
堺市	×	○ 市政情報センターで複写	○		図書：市長 電子：事業者	
神戸市	×	○ コピー費用徴収の場合有	△ 事業者が可能としている場合のみ	情報公開条例の手続による（コピー費用を実費徴収する場合有）	図書：市長 電子：事業者	
広島市	×	○ 広島市公文書館で複写	○		市長	
北九州市	×	○ 縦覧中のみ市文書館で複写	○（縦覧期間中） ○縦覧終了後は市HPから		紙：市長 電子：事業者	※事業者HP) 「配慮書及び配慮書の要約書の印刷はできないようになっています。また、ダウンロードしたファイルは、縦覧期間終了後は見ることはできません。」
福岡市	×	×	(○?)	WEB 利用不可能者・公開期間終了時は事業者と協議	事業者	
熊本市（県）	×	×	(×?)	開示請求をされた場合には印刷対応	事業者	